企業経営に役立つ給与・労務情報満載！

communis 通信

発行：コムニスサポート有限会社
〒343-0816　埼玉県越谷市弥生町3-33-4F
TEL：048-940-5246　FAX：048-940-5247
E-mail：　info@cmns.jp

助成金を活用しよう【　両立支援等助成金　】

新型コロナウィルス感染者数が再び増加傾向にあります。そこで、今月は両立支援等助成金（新型コロナウィルス感染症に関する母子健康管理措置による休暇取得支援コース）についてご案内します。終了期限が迫っていますが、今からでもこの助成金を活用して、妊娠中の従業員の方が安心して仕事を続けられる環境づくりを行いましょう。

【新型コロナウィルス感染症に関する母子健康管理措置による休暇取得支援コース】

原則として令和５年９月30日までの間に、①～④すべての条件を満たした場合に助成

① 新型コロナウィルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により、休業が必要とされた妊娠中の労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除く）を整備

② 上記休暇制度の内容とあわせて、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容についてすべての労働者に周知

③ 令和５年４月１日から令和５年９月30日までの間に上記休暇を合計20日以上取得

④ 法令に基づく母性健康管理（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置を含む）について、休暇制度の他に妊娠中の労働者が勤務を続けやすくするための措置を具体的に就業規則に規定し、すべての労働者に周知

対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和５年11月30日までに申請

対象労働者１人あたり20万円（事業所あたり５人まで）

【熱中症の労災認定について】

仕事中に熱中症になった場合は、その原因が職場環境や作業内容によるものであれば、労災の対象となる可能性があります。まずは、コムニスサポートまでご相談ください。

① 業務遂行性
勤務時間中に仕事場で熱中症を発症

② 業務起因性
熱中症になったのは、仕事中の環境や作業内容が原因

労災として認められた場合の主な補償
① 治療費（原則として全額無料）
② 休業補償給付
③ 遺族補償給付（年金・一時金）など

★ 最新の情報に関しましては、コムニスサポートまでお問い合わせください。